

○東温市企業立地促進条例に基づく雇用創出奨励金交付要綱

(平成 29 年 4 月 18 日告示第 52 号)

改正 令和 5 年 12 月 28 日告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市企業立地促進条例（平成 26 年東温市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 8 条に基づく奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成 22 年東温市規則第 23 号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成 22 年東温市告示第 94 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規雇用者 企業立地を行う企業が、当該企業立地に係る操業開始の日前 6 か月から操業開始後 3 か月までの間に、新たに雇用した者をいう。

(2) 削除

(3) 対象労働者 新規雇用者のうち、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者として、企業に直接労働契約によって雇用された者で、かつ雇用された日から第 5 条の申請がなされるまでの間継続して市内に住所を有する者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付を受けることができる者は、条例第 4 条に規定する課税免除等の措置を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）で、対象労働者が 1 人以上であるものとする。

(奨励金の額)

第 4 条 交付する奨励金の額は、対象労働者 1 人につき 50 万円を限度とし、雇用した日から起算して 6 か月経過後及び 1 年経過後にそれぞれ 25 万円を支給する。ただし、対象労働者として算入できる人数は操業開始前 6 か月時点において雇用していた市内に住所を有する雇用保険の被保険者総数

を基準人数として、奨励金の申請の日時点における市内に住所を有する雇用保険の被保険者数の総数が基準人数を上回る人数の範囲とし、一の対象事業者に対して 100 人を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東温市雇用創出奨励金交付申請書（対象労働者の雇用の日から 6 か月経過後の申請は様式第 1 号、1 年経過後の申請は様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、操業開始日から起算して様式第 1 号による申請は 9 か月を経過した日までに、様式第 2 号による申請は 1 年 3 か月を経過するまでに、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象労働者の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿
- (2) 削除
- (3) 対象労働者の勤務時間等の労働条件を明示した、雇用契約書等の写し
- (4) 操業開始前 6 か月時点における、市内に住所を有する雇用保険の被保険者である労働者名簿
- (5) 奨励金申請時点における、公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内で補助金の額を決定し、東温市雇用創出奨励金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第 7 条 前条に規定する交付決定を受けた申請者は、速やかに東温市雇用創出奨励金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 8 条 市長は、必要があると認められるときは奨励金の交付を受けた者に対し、事業遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。
(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、奨励金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この告示及び奨励金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 対象労働者を、雇用した日から 1 年を経過する日以前に、事業主都合で解雇したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(雑則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 18 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 28 日告示第 29 号)

この告示は、令和 5 年 12 月 28 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

東温市雇用創出奨励金交付申請書 (第 1 回・雇用 6 か月後申請用)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

東温市雇用創出奨励金交付申請書 (第 2 回・雇用 1 年後申請用)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

東温市雇用創出奨励金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

東温市雇用創出奨励金交付請求書

[別紙参照]